URBAN NEWS 2018．5月号

平成 29 年 12 月号にて「一般社団法人を活用した節税対策と留意点」を取り上げましたが、平成 30 年度税制改正にて節税をふさぐ改正がなされました。今月号は「一般社団法人の節税対策防止策」を解説いたします。

平成30年度税制改正大綱（与党）速報（資産課税編３）

■改正経緯

平成 29 年 11 月 1 日開催の政府税制調査会において、「一般社団法人の相続財対策」と「小規模宅地等の特例（平成 30 年 3 月号）」につき、「課税の公平上の問題」と警鐘を鳴らしました。これにより今日の改正となったわけです。

■平成３０年度税制改正前

役員が死亡しても一般社団法人等には相続税の課税はありませんでした。

一般社団法人又は一般財団法人

■平成３０年度税制改正後

以下 2 つの場合に、一般社団法人等に**相続税が課税**されます。

1．特定一般社団法人等に該当する場合

一般社団法人等のうち、

「**相続開始直前**」又は「**相続開始前 5 年以内のうち合計 3 年以上の期間**」のいずれかにおいて次の要件を満たすものを特定一般社団法人といいます。

$$\frac{\text{同族役員数}}{\text{総役員数}} > \frac{1}{2}$$

＊**同族役員**とは一般社団法人等の理事のうち、次のものをさします。

①被相続人　②被相続人の配偶者＆2 親等内の親族

③その他被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が役員となっている会社の従業員等）

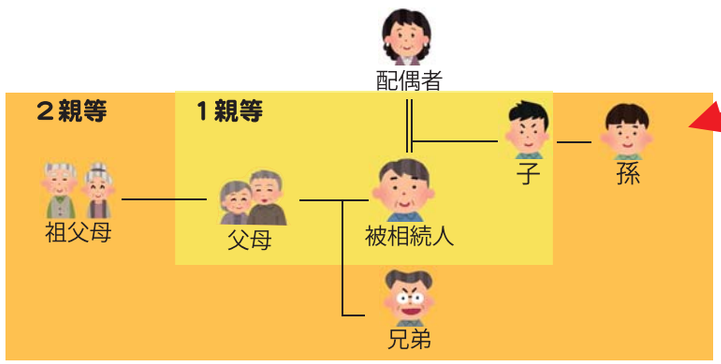

2．役員（理事に限る）が死亡した場合

相続開始前 5 年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の理事であった者を含む

■課税される相続税額

1）以下の金額を死亡した役員から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税が課されます。

$$\text{遺贈により取得したものとみなされる金額} = \frac{\text{特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{役員死亡時の同族役員（被相続人を含む）の数}}$$

2）上記 1）の金額から算出された相続税額のうち、贈与等により取得した財産について既に当該法人に課税された贈与税等を控除します。

■適用時期

1）原則

平成 30 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続から

2）経過措置（平成 30 年 3 月 31 日までに設立された一般社団法人等）

イ）平成 33 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続

ロ）平成 30 年 3 月 31 日以前の期間は「相続開始前 5 年以内のうち合計 3 年以上の期間の 2 分の 1 を超える期間」に該当しないものとする

■私見

一般社団法人等へ移転した財産全額ではなく、法人の純資産額を役員頭数で除していることから、親族を役員に多数入れることにより相続税封じを一部緩和できる可能性を残しています。しかしながら、このような方法についても将来的には課税庁に租税回避行為として認定される可能性があるため、過度な節税対策は、今後厳しい転換を迎えると考えます。

次号は･･･　海外不動産を用いた節税対策に待った？　をお送りします。

（税理士法人ファルベ不動産　代表税理士　木下勇人）

贈与 基本のき 其の五

贈　与

今回は時限立法の一つ、教育資金の非課税贈与　『教育資金の一括贈与』についてお話しします。

教育資金の一括贈与に係る非課税措置

受贈者の年齢 贈 与 者	30 歳未満 直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母）
非 課 税 金 額	受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外は 500 万円）
拠 出 方 法	信託銀行などの金融機関へ信託等を行う
拠出できる期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに拠出されるもの
払い出しの確認等	教育資金の支払いに充当したことを証する書類を信託銀行等の金融機関に提出
届 出 書	「教育資金非課税申告書」を信託銀行等の金融機関を経由して税務署長へ提出
終 了 時	①受贈者が 30 歳に達した場合：残額 (非課税拠出額ー教育資金支出額) については 30 歳に達した時に贈与税が課税される ②受贈者が死亡した場合：贈与税は課されない ※ただし、残額は亡くなった方の「相続財産」として課税対象となります。

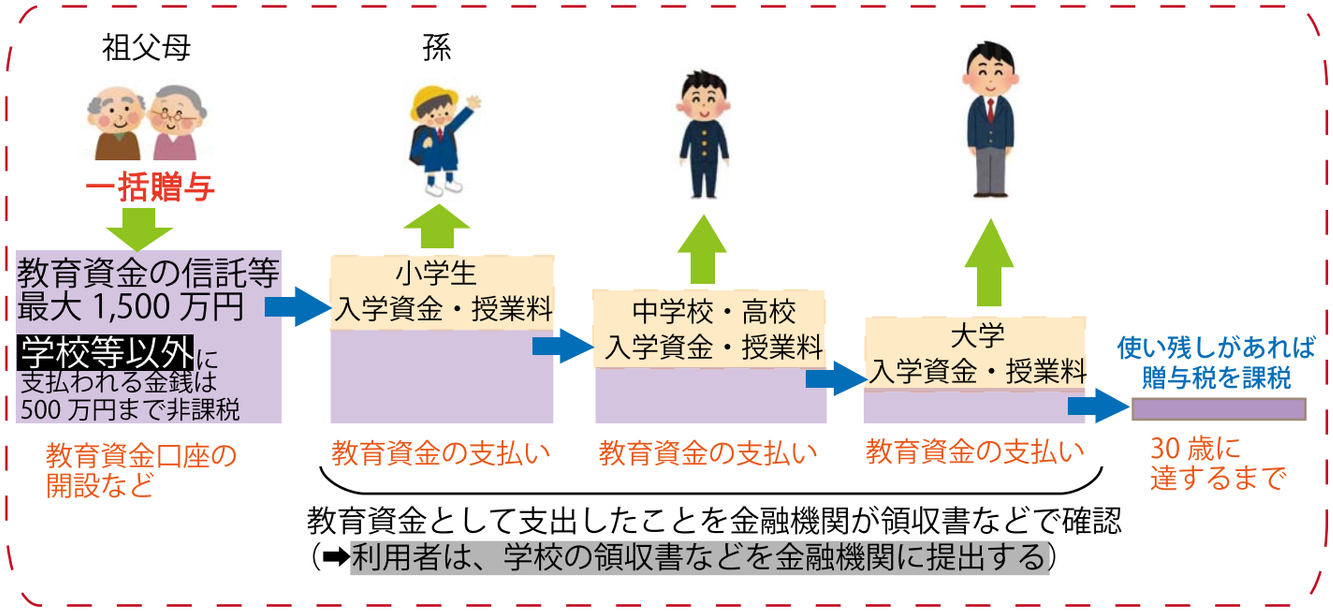

教育資金とは

1. 学校等（※）に対して直接支払われる次のような金銭

（1）入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費または入学 (園) 試験の検定料

（2）学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育にともなって必要な経費

(※)「学校等」とは

❶学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校

❷外国の教育施設

❸認定こども園または保育所等

2. 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの（500 万円まで非課税）

(1) 役務提供または指導を行う者に直接支払われるもの
例えば…学習塾・スイミングスクール・ピアノ・習字など

(2) 上記 2.（1）以外の物品の販売店等に支払われるもの
例えば…教科書・学校指定の用品・卒業アルバム・修学旅行・給食費など

メリット

●贈与時に贈与税がかからない
●30 歳までに使い切れば贈与税がかからない
●元気なうちに将来分も一括贈与できる
●暦年贈与との兼用も可能
●手数料がかからない金融機関も！

デメリット

〇制度が期間限定である
〇領収書を残しておく必要がある
〇「学校等以外」の教育資金に該当するものが不明確で注意が必要!!

パソコン・スマホから申し込みができます！
ひよこ土地活用　検索
URL http://u-space-kd.com/

〒463-0024
名古屋市守山区脇田町 303
アーバン・スペース株式会社
☎052-737-1458